

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)

青少年インターネットWG提言(案)概要(1/3)

■検討の背景

➤ 青少年インターネット環境整備法の3年以内見直し(附則第3条)に対応するため、同法成立・施行(平成21年4月)以後の青少年のインターネット利用環境の変化について考察し、変化に対応した新たな取組について検討を行ったもの。

■主な検討結果(1/2)

● 今後の青少年インターネット環境整備施策が沿うべき5つの基本方針を確立。

①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

②受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動を確保する観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

③保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する役割を担い、権利を持つのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。

④民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に当たっては、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑤有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

青少年インターネットWG提言(案)概要(2/3)

■主な検討結果(2/2)

- **法改正等の法律による対応ではなく、まずは民間による自主的な取組に期待することとする。**
- 主要な課題に対応するために、**各関係者に自主的な対応を求め**、更に安心なインターネット利用環境の整備を行う。

項目	主な提言内容
各関係者に求められる役割等	<ul style="list-style-type: none">■ リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされている状況に対応するため、一部地方公共団体により保護者の判断の制限(フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等)が条例化されており、法律でも規定すべきとの指摘があるが、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきであって、法改正は要しないと考えられる。■ 保護者に対して、その保護する青少年のウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴(利用履歴)を簡便に閲覧できるツールを利用可能にすべきとの指摘があるが、青少年のプライバシー等への強い制限となるため、当該ツールを直ちに利用可能とすることや、保護者に対して利用履歴の確認を奨励することは適当ではないと考えられる。■ 保護者名義で携帯電話回線契約が締結されているが実際はその保護する青少年が利用している場合、保護者にはその旨を事業者に申告する義務(法第17条第2項)があり、当該義務を確実に履行することが求められる。行政には同義務規定の認知度の向上を図ることが求められる。携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、新規契約・機種変更等の機会を捉え、青少年利用の確認強化を進めていくことが求められる。■ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店は、保護者に対して、携帯電話インターネットサービスの利用にあたり青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること等を説明することが求められる。また、年齢段階に応じた適切な方式を推奨することが望ましい。■ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店は、保護者からフィルタリング不使用/解除申告があった際には、できるだけ具体的な例をあげて、フィルタリングを利用しない場合に青少年有害情報の閲覧リスクが飛躍的に高まること、フィルタリングを利用しない場合は保護者の責任において青少年の利用を指導・管理しなければならないことを説明することが求められる。また、青少年に広く利用されている健全なコミュニティサイトはフィルタリングを利用したとしても閲覧可能であることを説明することが望ましい。■ 行政には、(特にインターネット上の危険への対処に係る)インターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で整備し、定期的に公表していくことが求められる。■ フィルタリング関係事業者には、更に利用者意向に配慮したフィルタリングとなるよう検討を進めることが求められる他、行政からの一定の独立性を確保する仕組みや、基準設定方針の透明性を確保する仕組みについて検討を進めることが求められる。また、フィルタリング基準が、保護者の視点・感覚をより反映したものとなるよう検討を進めることが求められる。
特定サーバー管理者	<ul style="list-style-type: none">■ 上位の特定サーバー管理者の催告にも関わらず、下位の特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置を講じない場合に限り、上位の特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置を講じるモデル約款の整備を行うことが求められる。■ 上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を整備しその使用を下位の特定サーバー管理者に推奨することや、連絡受付体制の整備を下位の特定サーバー管理者に催告・要請すること等の自主的な取組を行うことが求められる。■ 法附則第4条で、社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダ(サーバー管理者)の民事責任の制限について検討することとされているところ、現状民間の自主的対応が有効に機能しており、現時点では法令によって責任を制限する必要はないと考えられる。
CGM運営者	<ul style="list-style-type: none">■ CGMサービスの利用に関するトラブルについての対策の検討にあたっては、事例の詳細かつ冷静な分析と関係者の協働が必要である。関係者の協働の場として、安心ネットづくり促進協議会コミュニティサイト検証作業部会があるが、引き続きこのような場を活用していくことが重要である。■ CGM運営者によるミニメールの内容確認は、青少年保護のためのいわば非常の手段であり、慎重の上にも慎重な対応が求められる。具体的には、CGM運営者は、ミニメール利用者に対して、ミニメールの内容確認の背景や必要性について啓発活動を行うことが望ましい。また、①青少年保護目的を達成でき、②通信の秘密等の関係から問題の少ない代替手段が確立された場合は、ミニメール内容確認に代えて、当該手法を採用すべきであると考えられる。

青少年インターネットWG提言(案)概要(3/3)

項目	主な提言内容
CGM運営者	<ul style="list-style-type: none"> ■ ミニメールの内容確認にあたってはミニメールの利用者の個別かつ明確な同意が必要であるところ、CGM運営者は、同意を取得するにあたり、少なくとも通信の秘密の知得/漏えい/窃用の有無、目的、方法、範囲、行う事業者の名称等を、容易に認識できる形で説明することが必要と考えられる。また、同意は、ミニメール送信毎に取得することが必要と考えられる。
第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者機関による認定の実効性を向上させるために、①一時的な認定停止制度の活用等により認定サイトに対する運用監視の実効性を高める他、②認定基準の柔軟な変更等により、認定基準の有効性を向上させることが望ましい。 ■ サイト等の評価を中立的に行うため、独立性のさらなる向上が求められ、監査的機能を有する部門によって外部的な視点から活動を確認し、場合によっては助言等を行う仕組みを整備することが望ましい。さらに独立性を担保するために、他機関との連携の態様等をできる限り公表し、透明性を向上させることが望ましい。 ■ 保護者等における認知度の向上のために、自らの組織、活動を単に公表するのみならず、積極的に告知、広報していく取組が期待される。
多様なインターネット接続可能機器等	<ul style="list-style-type: none"> ■ フィルタリング提供義務規定(法第17条、第18条、第19条)を改正する等の法律による対応ではなく、民間による自主的な取組に期待する。 ■ 青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービス(パーソナル性が高く、青少年利用の多いサービス)については、事業者には、フィルタリングの利用を条件としてサービス提供を行うことを求めることが必要と考えられる。 ■ スマートフォンから無線LANを通じてインターネットに接続するサービスについて、 <ul style="list-style-type: none"> - インターネット接続役務提供事業者は、法第18条に基づき、少なくともホームページ内において利用者が容易に認識可能な形で一般的に利用可能なフィルタリングを紹介する等して、利用者から求められたときはフィルタリングを提供しなければならない。 - 携帯電話事業者及び販売代理店並びに携帯電話端末販売事業者は、①無線LAN接続機能の有無、②無線LAN接続時におけるフィルタリングの利用の可否(利用できる場合はその方法)、③無線LAN機能の制限の可否(制限できる場合はその方法)について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者に説明することが求められる。 - 携帯電話端末製造事業者は、フィルタリング等の閲覧制限機能等を利用者が容易に利用できる措置を講じることについて検討を開始することが望ましい。 ■ スマートフォン上のアプリケーションソフト(アプリ)について、 <ul style="list-style-type: none"> - 保護者には、アプリケーションソフトを通じたインターネット接続については、フィルタリングでは青少年有害情報の閲覧を制限できず、別途、青少年有害情報閲覧制限機能の利用等が必要である点について、認識を高めることが求められると考えられる。 - 携帯電話事業者及び販売代理店は、青少年有害情報閲覧制限機能の利用の可否及び利用できる場合はその方法について、携帯電話端末販売時に保護者及び利用者に説明することが求められると考えられる。 - 携帯電話事業者はもとより、携帯電話端末製造事業者及びプラットフォーム事業者は、アプリケーションソフトを一定の基準に基づき選別する青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められると考えられる。 - 携帯電話事業者、携帯電話端末製造事業者及びプラットフォーム事業者を含む関係事業者は、長期的には、例えば、利用者個人の価値観を反映させた機能とすることや、公正・中立な第三者機関の認定を受けたアプリケーションソフトについては閲覧制限対象外とすること等を行って、多様性と選択性を確保した実効的な青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じていくことが望ましい。 ■ 法第17条第1項の義務を果たすためには、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供開始時に確実にフィルタリングの利用が可能な状態にしておくことが必要である。この点、総務省には解釈を明確化することが求められる。 ■ ネットワークではなく携帯電話端末側でフィルタリングが提供されていた場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は(ネットワークでフィルタリングを提供していなくても)法17条第1項の義務を果たしていると考えられる。この点、総務省には解釈を明確化することが求められる。
青少年保護・バイ・デザインの提唱	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計、サービスの設計、事業者内部及び事業者間の体制の整備等を行うことを示す概念として、「青少年保護・バイ・デザイン」を提唱する。同概念が広く受容されることが、実効的な青少年保護を実現する上で大きな意味を持つと考えられる。